

活動拠点専門部会における検討経過と課題について

長野市都市内分権推進委員会活動拠点専門部会

1 専門部会の経過

第1回 1月10日（水）開催

◆主な協議事項

- ・住民自治協議会の活動拠点の確保に関する留意点について
- ・今後の進め方について

第2回 2月28日（水）開催

◆主な協議事項

- ・現地視察の報告及び活動拠点の検討案について

現地視察

- ・1月30日（火）と2月15日（木）に実施

2 確認事項

(1) 活動拠点の確保に関する基本的な考え方

- ・住民自治協議会の活動拠点については、新たな施設の建設等を検討するのではなく、既存の施設を有効に活用していくことを最優先に検討する。
- ・具体的な検討は、各地区個別に行う。

(2) 活動拠点の規模

- ・活動拠点としての規模は、事務室、打ち合わせスペース程度とする。なお、多人数を参集する会議等については、支所や公民館等の既存会議室を利用していただくものとする。

(3) 活動拠点の設置場所

- ・住民が利用しやすい場所（駐車場の確保や交通の便など）であること、地区活動支援担当者が駐在する支所と大きく離れていないこと等を勘案し、以下の順に検討する。

①支所内 ②市立公民館内 ③地区内の市有施設内 ④その他（地域公民館等）

(4) その他

- ・地域福祉ワーカーやコーディネーターの駐在スペースについても視野に入れて検討する。
- ・設立&活動マニュアルに記載されているように、支所内、市立公民館内に活動拠点を設置した場合、光熱水費については市が負担する。

3 今後の課題

- ・既存施設が狭隘で、既存施設内への活動拠点の設置が困難な地区における対応。
- ・将来的に、住民自治協議会が市立公民館を指定管理者として管理運営した場合の取り扱い。
- ・活動拠点へ転用後、所管課はどこになるのか（光熱水費の負担含む）。
- ・市有施設外へ設置した場合の、光熱水費の負担方法。